監査公表第１４号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成２７年１２月２４日

敦賀市監査委員　安　久　　彰
同　　中　村　　淳
同　　山　崎　法　子

公の施設の指定管理者監査結果報告

１　監査の実施日

平成２７年１０月２９日（木）

２　監査の対象

敦賀市武道館

指定管理者　公益社団法人　敦賀市シルバー人材センター

主管課　　教育委員会スポーツ振興課

３　監査の方法

平成２６年４月１日から平成２７年８月３１日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

４　監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び使用許可書、財務事務の執行等を審査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、改善等が必要と認められるので、指定管理者及び主管課においては、適正な措置等をとられたい。

（１）実績報告書について

毎月の業務終了後、翌月の１０日までに提出する業務実績報告書について、施設利用及び自主事業は、料金、人数を区別し、総括表と明細表が一致するように提出をしていただきたい。

（２）備品の管理について

備品台帳に記載されている物品が存在しない、備品表示票との照合が出来ない、使用出来ない備品が常設しているなどが見受けられ、定期的に備品台帳との再点検を実施し、次の指定管理者に引き継げるよう心掛けをしていただきたい。特に各階に設置してあるウォータークーラーについては、購入後かなり年数が経過しており、健康面、衛生面などの安全対策に講じられたい。